

政府備蓄米の無償交付 手引き

フードバンク

令和7年7月
農林水産省農産局穀物課

フードバンクへの政府備蓄米の無償交付について



食育の一環として、ごはん食の推進を支援します
未来を担うこどもたちに、
ごはん食のおいしさや重要性を知ってほしい。

フードバンク

- 1 食育の一環として、ごはん食の推進に取り組む営利を目的としない食事食材提供団体その他食事又は食材を提供する取組を行う団体（以下「直接提供団体」といいます。）に食品を無償で提供するための活動を行う団体に政府備蓄米を交付します。
- 2 主な要件は次のとおりです。
 - ①法人格を有していること
 - ②団体として1年以上の活動実績があること
 - ③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること
 - ④地方公共団体と連携した取組を行っていること など
- 3 政府備蓄米は、精米での交付となります。また、上限数量は、申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内(50トンを上限)です。
- 4 交付した数量を適切に使用し、適切に使用報告（または、特例として使用予定報告）を行った場合に追加申請が可能です。
- 5 申請受付期間は、随時定め、農林水産省ホームページ（<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>）でお知らせします。

（お問い合わせ先）
農林水産省農産局穀物課消費流通第1班
（ダイヤルイン：03-3502-7950 対応時間：9時～17時）
（12～13時を除く）

目 次

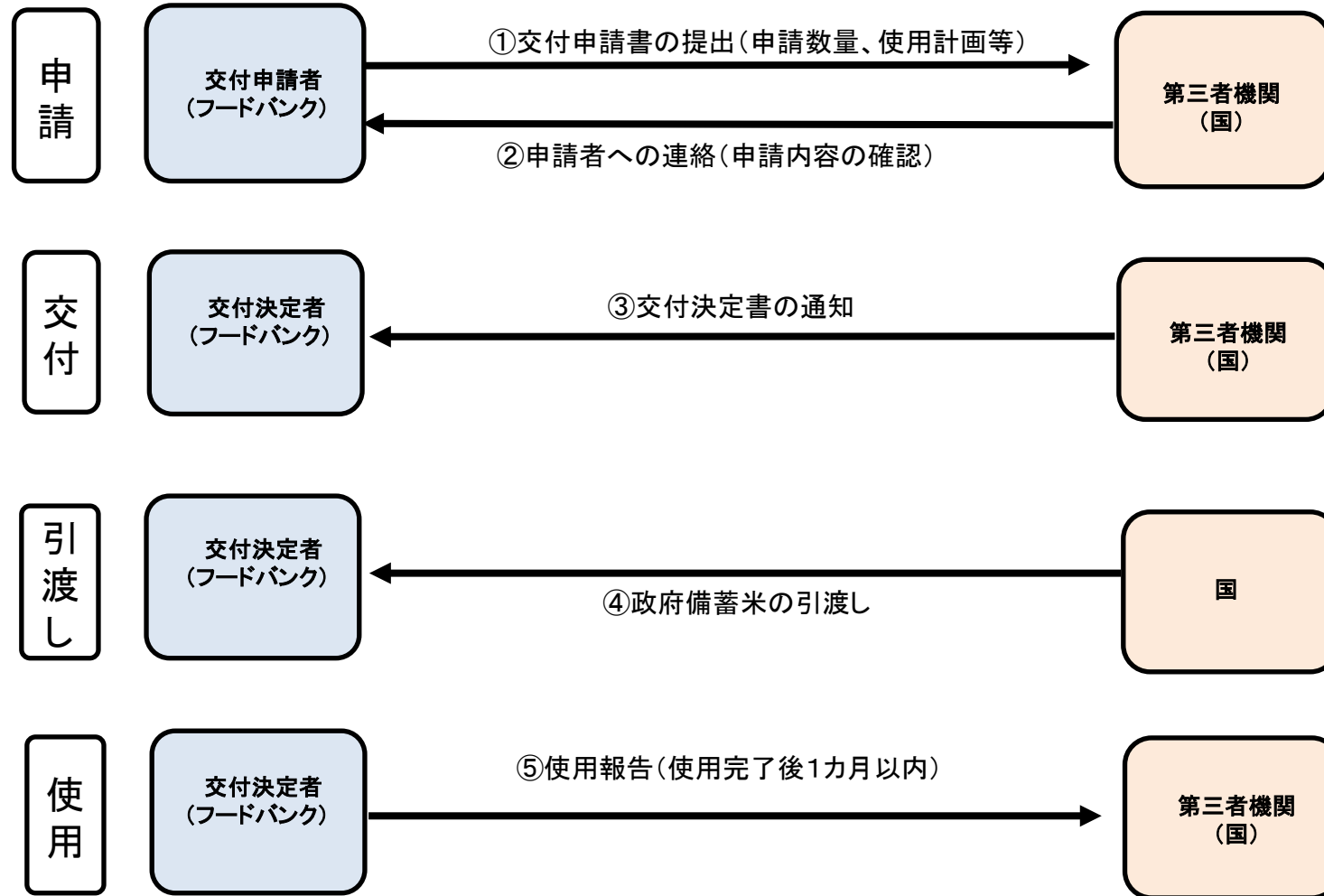
政府備蓄米無償交付時に係る手続き	1
政府備蓄米の交付申請時に必要な書類	3
政府備蓄米の交付決定時にお渡しする書類	8
政府備蓄米の使用報告時に必要な書類	9
交付された政府備蓄米の使用が終わる前に 交付申請を行うため、使用予定報告を提出する場合.....	11

政府備蓄米の無償交付時に係る手続き

1. 政府備蓄米の交付申請（フードバンク→農林水産省が委託した第三者機関）
 - ・ 交付申請書を農林水産省が委託した第三者機関（以下「第三者機関」といいます。）に提出してください。具体的な提出先（メールアドレスなど）は、農林水産省ホームページでお知らせします。
2. 農林水産省からの連絡（第三者機関→フードバンク）
 - ・ 交付申請（使用計画等）の内容確認とともに引渡方法の説明、確認を行います。基本的には第三者機関から説明、連絡等が行われますが、状況により、農林水産省から説明、連絡等が行われる場合があります。
3. 政府備蓄米の交付決定書の送付（第三者機関→フードバンク）
 - ・ 交付申請内容の確認後、第三者機関から「交付決定書」を送付します（交付決定は農林水産省で実施しますが、交付決定書の送付は第三者機関から行われます）。また、交付決定の内容は、農林水産省ホームページで公表します。
※交付決定後の政府備蓄米の引渡（配送）は、保管倉庫から配送業者を通じて配送先（フードバンク）へお届けします。なお、一度に全ての数量を配送するのではなく、おおむね6か月（6回）に分割し、その間、毎月配送を行います。
4. 政府備蓄米の使用報告（フードバンク→第三者機関）※**交付申請書と同じ提出先**
 - ・ 政府備蓄米の使用を完了した日から1カ月以内に、あるいは、交付決定日から1年を経過しても使用が完了していないときは交付決定日の1年後から1カ月以内に、必ず報告してください。

※政府備蓄米の交付実績があるにもかかわらず、①使用報告を怠った場合、②農産局長が使用報告書に不備があると判断し、その不備が補正されない場合、③未使用の米がある場合は、追加の交付申請を行うことができません（特例として、おおむね2カ月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告を提出した場合を除く）。

政府備蓄米の無償交付に関する手続き



政府備蓄米の交付申請時に必要な書類（フードバンク用）

【様式2号 交付申請書】

交付申請に必要な申請様式(フードバンク用)

1. 【様式2号】 交付申請書 (P3)

2. 【様式2号一別紙4ー① 使用計画書】 (P4～6)

3. 【添付書類】 (P6)

(1)団体の体制が分かるもの

- ・定款又は登記事項証明書(申請書に法人番号を記載した場合は不要)

(2)活動状況が分かるもの

- ・前年度の食品等の取扱実績(総量)が分かる書類
- ・前年度の提供先団体とそれぞれの提供数量が分かる書類

(3)【様式2号一別紙4ー1ー②】誓約書 (P7)

(4)【様式2号一別紙4ー1ー②(別添)】自己申告書 (P7)

※農林水産省HPのQ&A

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

【フードバンク 交付申請書 記載例】

「様式2号」

申請団体内で文書番号がない場合は記載不要

提出日を記載してください

番
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載

〇〇〇〇法人フードバンク〇〇
役職 〇〇 〇〇

無償交付に〇を付けてください

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申請書
無償交付・有償交付

学校給食用等政府備蓄米交付要領(平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。)第7の1の(1)の規定に基づき、学校等、食事食材提供団体及びフードバンクにおいて政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙2の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、(注1)政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを申請した用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

・トン単位での交付申請となります
・申請は精米に限ります

1 交付申請数量 精米 20 トン

2 添付書類

(1) 無償交付申請

①用途(様式2号一別紙1)

②学校等における備蓄制度の理解促進を図るための項目(「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等)、具体的方法及びその使用計画

③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類(様式2号一別紙2)

④食事食材提供団体における食育用として使用する場合には、こどもごはんの魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類(様式2号一別紙4ー①)

⑤フードバンクにおける食育用として使用する場合には、交付申請数量が直接提供団体に提供するために必要とする数量の範囲内であることが分かる書類(様式2号一別紙4ー②)

⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等(以下「教育委員会等」と総称する。)が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度(前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数)よりも増加させる見込みであり、

(記載例)

「様式2号－別紙4－②」

フードバンク政府備蓄米使用計画書

1. フードバンクに関する事項

①団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式2号」の申請者名と同じ名称を記入してください。	団体の名称 〇〇〇〇法人フードバンク〇〇	これまでの交付決定の有・無 有・無	有・無
	団体の長の氏名 〇〇 〇〇	申請団体番号 (〇〇〇〇〇〇)	
②団体の所在地、電話番号等	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 建物名・部屋番号、宛名等：〇〇マンション 〇〇号室 TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当：△△ △△ (※配送時の緊急連絡先(担当者及び電話番号)を記載)		
③配送先住所、電話番号等 ※交付決定後は変更できません。	☒ 同上(②と同じ) 〒 住所： 建物名・部屋番号、宛名等： TEL： 担当： (※配送時の緊急連絡先(担当者及び電話番号)を記載)		
④団体種別 ※いずれか一つに✓を入れてください。	☐ 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人) ☐ NPO法人(特定非営利活動法人) ☒ 一般法人(一般社団法人、一般財団法人等) ☐ その他の法人(ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人)		
⑤事務担当者の連絡先 ※書類審査、交付決定の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入してください。	事務担当者名：◇◇ ◇◇ TEL：〇〇〇-〇〇〇-◇◇◇◇ メールアドレス：〇〇〇_〇〇@△△.x.x.jp		

- (注) 1. 「③配送先住所、電話番号等」の欄については、「②団体の所在地、電話番号等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。
2. 申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式3号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。
3. 交付された政府備蓄米の使用が終了してから1年以上報告が行われなかった場合は、新規の交付申請を受け付けることができない場合があります。

(記載例)

2. 地方公共団体等との関わり

①都道府県、市区町村等と連携した取組の内容 ※該当する箇所に✓を入れてください。	☒ 食品等の提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など) ☒ 食品等の提供に関する委託事業又は補助事業を実施している。 (申請時現在、既に受託し、現在実施している事業の名称を記載してください。) 事業名： (例) 令和6年度〇〇県フードバンク支援補助金 令和6年度〇〇市食品ロス削減事業 ☒ その他(内容を具体的に記載) (上記に当てはまらない場合、どのような支援・連携を受けているか、分かりやすく記載してください。) ※上記に記載した関わりのある都道府県、市区町村等の名称、担当部署名、連絡先 (例) 〇〇市役所 〇〇支援課〇〇係 〇〇〇-〇〇〇-△△△△ 担当〇〇								
【①に該当がない場合のみ、記載してください】	直接、寄附を受けている食品廃棄物等多量発生事業者名と、主な食品の名称等(例：レトルト食品、米、野菜、肉類など)を記載してください。								
②直接、食品等の寄附を受けている食品廃棄物等多量発生事業者(*)の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>食品廃棄物等多量発生事業者名</th> <th>寄附を受けている主な食品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	食品廃棄物等多量発生事業者名	寄附を受けている主な食品						
食品廃棄物等多量発生事業者名	寄附を受けている主な食品								
* 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第9条第1項に規定する食品廃棄物等多量発生事業者。食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者になります。									

3. フードバンクにおいて政府備蓄米を使用し、直接提供団体への提供を行う際の計画を作成してください。

① 前年度の食品の取扱実績： 100 トン（トン未満切捨）			
② 前年度の取扱実績（①）の 1/5： 20 トン（トン未満切捨）			
③ ②と 50 トンの小さい方	④ 今年度すでに交付を受けた数量	⑤ 交付申請可能数量（③－④）	
20 トン	0 トン	20 トン	
⑥ 提供する直接提供団体数	⑦ 直接提供団体へ提供する米の総量（トン未満切捨）	⑧ フードバンクが自ら調達する米の数量（トン未満切上）	⑨ 必要数量（トン未満切捨）（⑦－⑧）
			どちらか小さい方が申請数量になります
30 団体	35 トン	10 トン	25 トン
⑩申請数量（トン未満切捨） （注）申請数量は、⑤又は⑨の数量の小さい方としてください。			
精米 20 トン			
⑪政府備蓄米を提供する直接提供団体における食育の取組の予定について記載してください。 （例：「食材配付時に食育資料を同時配付」、「食事提供時に食事提供場所に食育資料を掲示して説明」など）			
フードパントリーについては、食材配付時に食育資料を同時配付し、こども食堂や〇〇施設では食事提供時に食育資料を配付して説明を行う。			

法人番号を記載されない場合は、定款又は登記事項証明書の提出が必要です

4. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) 団体の体制 が分かるもの	定款又は登記事項証明書	ただし、下記に法人番号を記載した場合は、定款又は登記事項証明書の提出は不要です。
		法人番号：○○○○○○○○○○○○
(2) 活動の状況 が分かるもの	①前年度の食品等の取扱実績（総量）が分かる書類	可能な範囲で品目を詳細に分けた前年度の取扱実績の総量が分かる書類（一覧表等）としてください。
	②前年度の提供先団体とそれぞれの提供数量が分かる書類	前年度における提供先団体とそれぞれの団体に提供した数量が分かる書類（一覧表等）としてください。
(3) 誓約書	様式2号－別紙4－1－②	内容をよくご確認ください、提出してください。なお、署名は不要です。
	（別添）フードバンクの食育用使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出してください。

（注）必要に応じて、追加の添付資料の提出を求める場合があります。

【様式2号－別紙4－1－② 誓約書】

「様式2号－別紙4－1－②」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(フードバンクにおける食育用)

私は、下記の事項を誓約します。

この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. フードバンクにおいて使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用し、他の用途には使用しないこと
2. 当該政府備蓄米を受領した日から3日以内に、当該政府備蓄米の品質等に問題がないかを確認し、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省に連絡すること
3. 別添の自己申告書の内容に相違ないこと
4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領(平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知)第11の1に基づく調査を行う場合若しくは同要領第11の1に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第11の2に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

・内容をよくご確認いただき、提出してください
(提出いただくことで、誓約されたことになります)
・署名は不要です

【様式2号－別紙4－1－② 別添 自己申告書】(記載例)

(別添)

内容をご確認いただき、現在行っている活動を踏まえ、該当する項目にチェックして提出してください

フードバンクの食育用使用に係る自己申告書

申 告 事 項	チェック ☒
1. 直接提供団体に米穀を含む食品を提供する団体であり、未利用食品の寄附を受け、直接提供団体に食品等を提供する取組を第7の1の規定による交付申請の日から過去1年以上継続して実施している。	☒
2. 「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(食品寄附等に関する官民協議会作成)に基づく食品等の取扱い又はこれに準じた食品等の取扱いを行っている。	☒
3. 食育の一環として、ごはん食の推進に取り組む営利を目的としない直接提供団体に政府備蓄米を提供することができる。	☒
4. 直接提供団体に政府備蓄米を提供する際に、その提供に当たって食育の取組に資する情報提供に努めること及び食育の取組の実施状況が分かる資料、写真等を5年間保管することを求めることができる。	☒
5. 事務の適切な管理体制及び処理能力を有する直接提供団体に政府備蓄米を提供することができる。	☒
6. 政府備蓄米について、食育用以外の用途に使用しない。	☒
7. 政府備蓄米について、これを貸付け又は転売若しくは転売を目的とする者への譲渡を行わない。	☒
8. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	☒
9. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	☒
10. フードバンクの運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	☒
※過去に政府備蓄米の無償交付を受けており、まだ使用が終わっていないが、第7の1の(13)で準用する同(5)の規定により新たな交付申請を行う場合にチェックすること。	☐
11. 使用を終えていない政府備蓄米については、おおむね2か月以内に全量の使用を終えることができる。	

政府備蓄米の交付決定時にお渡しする書類

【様式3号 交付決定書】

(例)

「様式3号」

番 号
年 月 日

〇〇〇〇法人フードバンク〇〇
〇〇 〇〇 殿
(申請団体番号: 〇〇〇〇〇〇〇)

農林水産省農産局長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付決定書
(無償交付・有償交付)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より申請のあった件については、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の2の(3)の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 引渡しを行う者（受託事業体）
〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇
- 2 交付決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数 量 (kg 又はトン)	備考
5	千葉県	コシヒカリ	一	ポリ S	20 トン	

- 3 引渡しの方法（運送）
(注) 引渡し（無償交付・有償交付）及び売買契約（有償交付）に必要な事項を通知します。
- 4 交付の条件 要領の定めるところに従い学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおけるそれぞれの用途に使用すること。

○交付決定書(第三者機関→フードバンク)

- 1 交付申請書を審査し、申請内容が認められた場合に、「交付決定書(様式3号)」をフードバンクに通知します。
- 2 引渡しの方法は、保管倉庫から配送業者を通じて配送先にお届けします(配送日時の指定はできません)。 ※なお、一度に全ての数量を配送するのではなく、おおむね6か月(6回)で分割し、その間、毎月配送を行います。

政府備蓄米の使用報告時に必要な書類

【様式8-3号-② 使用報告書】（記載例）

【フードバンク 使用報告書 記載例】

「様式8-3号-②」

提出日を記載してください

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載

〇〇〇〇法人フードバンク〇〇
役職 〇〇 〇〇

フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けたフードバンクにおける政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量をフードバンクにおける食育用として使用した（又は使用する見込みである）ことを報告します。

※交付されたお米の使用を終えて使用報告を提出する場合は、取消線を入れてください。

記

使用報告書の別添として資料を必ず添付の上、提出してください。

添付資料一覧

1 （別添）月別使用報告書及び提供団体一覧表

○使用報告の提出について

- 政府備蓄米の使用結果を記載の上、交付申請書の提出先に、備蓄米の使用を完了した日から1カ月以内に、必ず報告してください。
また、交付決定日から1年経過後も政府備蓄米の使用残がある場合は、その使用状況を記載の上、交付申請書の提出先に、交付決定日の1年後の日から1カ月以内に、必ず報告して下さい（様式は、使用を完了した場合の様式と同じです）。
- 追加交付の申請を行う場合は、先に交付を受けた取組について報告し、報告内容について、完了を受けるか、特例として、おおむね2カ月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告書を提出しなければ、追加の交付申請はできません。
- 使用報告書の提出の際は、「月別使用報告書」と「提供団体一覧表」を添付してください。

【様式8-3号-② 月別使用報告書】（記載例）

（別添）使用した政府備蓄米のみの使用実績を記載してください（他のお米の使用実績は不要です）。

月別使用報告書（フードバンク）

団体名 〇〇〇〇法人フードバンク〇〇 交付数量 精米 2.0 トン 令和〇〇年〇〇月〇〇日交付決定

	合計 ※必ず 記載	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供した団体の数（延べ数）	15				10	5							
政府備蓄米提供数量（トン）	20				15	5							
今回交付を受けた政府備蓄米のうち、未使用数量（トン）	0	合計の欄を必ず記載してください。											

（注1）表の上段には、団体名、政府備蓄米の交付数量、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

（注2）政府備蓄米提供数量は、政府備蓄米のみの数量を記載してください（フードバンクで自ら調達し、提供した数量は含まないでください。）。

（注3）使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は5年間保存してください。

（注4）本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、既に配付を終えている分のほか、おおむね2か月以内に使用する団体の数及び数量の見込みを記載し、該当する月の後ろに「（見込）」と追記してください（例：9月（見込）、10月（見込））。

【様式8-3号-② 提供団体一覧表】（記載例）

提供団体一覧表

下表に政府備蓄米を提供した団体の情報を記載してください。

[illegible]

(注1) 提供した数量は、政府備蓄米のみの数量を記載してください(フードバンクで自ら調達し、提供した数量は含まないでください。)

(注2) 提供団体一覧表は、必要な項目が含まれていれば、本様式ではなく団体で作成した様式での提出でも差し支えありません。

(注3) 本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、提供団体一覧表には既に提供を終えている分について記載してください。

交付された政府備蓄米の使用が終わる前に交付申請を行うため、使用予定報告を提出する場合

【様式8-3号-② 使用報告書】（記載例）

○使用予定報告の提出について

- 1 交付された政府備蓄米の使用が終わる前に交付申請を行う場合は、おおむね2か月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告書を提出する必要があります。
- 2 使用予定報告では、様式8-3号-①と月別使用報告書のみを提出してください。月別使用報告書は、これまでの使用実績を記載いただくほか、予定になる月の後ろに「見込」と記載いただき、使用予定を記載してください。
- 3 使用予定報告を提出した交付分について、使用が終了しましたら、1か月以内に通常どおり使用報告書(9ページ)を提出してください。

【様式8-3号-② 月別使用報告書】（記載例）

(別添) 使用した政府備蓄米のみの使用実績を記載してください(他のお米の使用実績・予定は不要です)。

月別使用報告書(フードバンク)

予定になる月の後ろに(見込)と記載してください。

団体名 ○○○○法人フードバンク○○ 交付数量 精米 20 トン 令和○○年○○月○○日交付決定

	合計 ※必ず 記載	4月	5月	6月	7月 (見込)	8月 (見込)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供した団体の数(延べ数)	15			5	5	5							
政府備蓄米提供数量(トン)	20			10	5	5							
今回交付を受けた政府備蓄米のうち、未使用数量(トン)	0	合計の欄を必ず記載してください。(予定も含めて合算してください)。											

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の交付数量、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。
(注2) 政府備蓄米提供数量は、政府備蓄米のみの数量を記載してください(フードバンクで自ら調達し、提供した数量は含まないでください)。
(注3) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は5年間保存してください。
(注4) 本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、既に配付を終えている分のほか、おおむね2か月以内に使用する団体の数及び数量の見込みを記載し、該当する月の後ろに「(見込)」と追記してください(例: 7月(見込)、8月(見込))。

【フードバンク 使用予定報告 記載例】

※使用予定報告は、交付された備蓄米を使い終わる前に交付申請する場合に、提出が必要になります(おおむね2か月以内に使い終わることが必要)。

「様式8-3号-②」

提出日を記載してください。原則は、交付申請書の日付と同じ日になります。

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載 ○○○○法人フードバンク○○
役職 ○○ ○○

フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書

令和○○年○○月○○日に交付決定を受けたフードバンクにおける政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量をフードバンクにおける食育用として使用した(又は使用する見込みである)ことを報告します。

○を付してください

記

使用予定報告でも提出が必要です。

添付資料一覧
1 (別添) 月別使用報告書及び提供団体一覧表

【様式8-3号-② 提供団体一覧表】（記載例）

提供団体一覧表

下表に政府備蓄米を提供した団体の情報を記載してください。

[illegible]

(注1) 提供した数量は、政府備蓄米のみの数量を記載してください（フードバンクで自ら調達し、提供した数量は含まないでください。）。

(注2) 提供団体一覧表は、必要な項目が含まれていれば、本様式ではなく団体で作成した様式での提出でも差し支えありません。

(注3) 本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、提供団体一覧表には既に提供を終えている分について記載してください。